

令和3年5月12日

第562回 海務協議会議題

1. 横浜税関監視部取締窓口における押印の廃止等の措置一覧について  
(2021年5月12日現在)

説明：安藤 上席監視官

2. 汎用申請様式の新規追加について

説明：安藤 上席監視官

3. 通関時における関税等の納付手段の多様化

説明：菅 統括監視官

4. とん税納付申告に際しての注意事項

説明：菅 統括監視官

5. 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に伴う

取締・検査への協力依頼について

説明：長澤 特別監視官

6. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- ・ 監視部特別監視官（第1担当） 長澤 特別監視官
- ・ 監視部総括許可部門 菅 統括監視官
- ・ 〃 安藤 上席監視官

# 議題 1 横浜税関監視部取締窓口における押印の廃止等の措置一覧（2021年5月12日現在）

## （1）当面の間の措置のもの（新型コロナウイルス感染症対策）

手続き	簡素化の内容	備考
積み確認 ・外国貨物船用品積込承認申告 ・内国貨物（免税）船用品積込承認申告 ・外国貨物の仮陸揚届	【従来】 本船側の受取りを証するものとして船長等のサインを求めている  【措置後】 ●外国貨物船用品積込承認申告 申請者から積み込み場所を管轄する税関官署へ積み込みを行った旨の連絡を行うことにより、積み込みの事実を証するものとして扱う（本船サイドのサイン省略可）  ●内国貨物（免税）船用品積込承認申告 申請者から積み込み場所を管轄する税関官署へ積み込みを行った旨の連絡を行うことにより、積み込みの事実を証するものとし、税関は付表への税関印押印を行う（本船サイドのサイン省略可）  ●外国貨物の仮陸揚届 申請者自らが本船に積み込んだ旨奥書しサインすることにより、積み込みの事実を証する書類として扱う（本船サイドのサイン省略可）	【2020年4月から窓口に周知文を掲載中】
不用船用品等輸入（取卸）申告	【従来】 本船から船卸しされた事実を証するものとして船長等のサインを求めている  【措置後】 本船サイドのサイン省略可	【周知文なし。個別相談があれば認めている】
入港手続きに係る 船舶国籍証書等の提示	【従来】 原本の提示が必要な場合は、税関窓口に原本を持参のうえ提示することを求めている  【措置後】 原本の提示が必要な場合においても、写しの提示（FAX等による送付）でも可	【周知文なし。個別相談があれば認めている】

## （2）コロナ禍に限らず継続措置されるもの

手続き	簡素化の内容	備考
関税法基本通達の改正等により 押印等が廃止となった税関様式	押印等が廃止となった税関様式については別添のとおり  ※2021年4月1日改正分追記	●押印等がある書面もこれまでどおり受理等する。
願書、経緯説明書等の提出方法	●FAX等により送付されたものも原本として取り扱う ●押印等についても不要	【周知文なし。個別相談があれば認めている】  願書等の提出に際しては、事前に税関側とやり取りが行われることが多いと思うが、最終的な提出方法についてはその際に調整していただきたい（原本の提出を妨げるものではない）
積荷目録訂正願（マニュアル）に係る手続き	●提出方法については、上記願書等と同様 ●これまで設けていた窓口の受付台帳を廃止	【周知文なし。個別相談があれば認めている】
書面（マニュアル）手続きに係る訂正方法	●申請者及び税関で同じ書面（正・副）を保有している場合は、税関のコレクト印のみで訂正可 ●正・副が存在しない書面については、申請側の署名が必要（押印でも可）	【周知文なし。個別相談があれば認めている】  ●正・副が存在しない書面として「入港届」があるが、これについては、権限ある代行者の責任者の署名による訂正が必要（船長サインは不要） ●とん税及び特別とん税納付申告書等にある「金額」欄については、そもそも訂正が認められない点に留意

注）・これまで問い合わせに応じ個別に対応していたものを、改めて一覧表に整理  
・一部については、今後変更の可能性あり

## 関税法基本通達の改正等により押印等が廃止となった税関様式（2021年5月12日現在）

税関様式名	書面の名称	様式を定める通達等	施行日
C第2000号	入出港届	関税法基本通達	2020年12月23日
C第2010号	入出港届（乗組員氏名表兼用）〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2020号	国際基幹航路届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2030号	積荷目録〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2031号	積荷目録	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2035号	積荷目録〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2040号	船用品目録	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2050号	旅客名簿〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2055号	旅客氏名表〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2060号	乗組員氏名表〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2065号	乗組員名簿〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2080号	外国貨物船（機）移届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2090号	船卸許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2095号	船卸許可申請撤回申出書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2100号	不開港出入許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2110号	開庁時間外貨物の積卸届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2120号	外国貨物の仮陸揚届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2130号	外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2140号	外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2150号	外国貨物船用品（機用品）亡失届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2160号	内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2170号	船（機）用燃料油振替積込承認申請書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2190号	貨物の指定地外積卸許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2210号	指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2215号	住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2240号	船舶・航空機資格変更届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第3060号	見本持出許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第5340号	輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第5375号	不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第8000号	開庁時間外の事務の執行を求める届出書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第8020号	証明書交付申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第8030号	不開港出入許可手数料免除申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
S第1010号	とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書	とん税法等基本通達	2021年1月1日
S第1015号	とん税及び特別とん税納付申告書	とん税法等基本通達	2021年1月1日
S第1030号	非課税理由の証明	とん税法等基本通達	2021年1月1日

（注）監視部取締窓口で提出対象の様式を抜粋したものです。全体版を確認したい場合は税関HPをご確認下さい。

議題2 汎用申請の新規追加業務一覧

(2021/4/1 追加分)

区分	申請手続種別コード	汎用申請手続名称	根拠法令	申請様式
新規	K69	積荷目録提出（出港）（外国貿易船）	関法第17条第1項 関令第16条第1項第1号 関基17-2-1	K69-C2030
新規	K70	積荷目録提出（出港）（外国貿易機）	関令17条第2項第1号 関令第16条第2項第1号 関基17-2-1	K70-C2035
新規	K71	外国貨物船用品（機用品）亡失届出	関法第23条第6項 関令第21条の6 関基23-11	K71-C2150
新規	K72	外国貨物船用品の受払に関する帳簿提出	関法第23条第1項 関令第21条の7 関基23-16(4)	K72-C2180
新規	K73	とん税及び特別とん税納税義務者承認申請	とん法第4条第2項 特とん法第4条第2項 とん令第1条第1項 とん基第1章4-4 とん基第2章0-2（第1章4-4を準用）	K73-S1010
新規	K74	とん税納付前出港承認申請	とん法第9条第1項 とん令第5条第1項 とん基第1章9-3 とん基第2章0-2（第1章9-3を準用）	K74-S1040
新規	K75	船陸交通許可申請（包括・住民基本台帳による本人確認希望）	関法第24条第2項 関令第22条の2第2項 関基24-5(2)	K75-C2215
新規	K76	外貨船機用品積込確認書類提出（個別）	関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-7(1)	K76-適宜様式
新規	K77	外貨船機用品積込確認書類提出（包括）	関法第23条5項ただし書 関令第21条の5第2項 関基23-7(2)、(3)	K77-適宜様式
新規	K78	入出港予定表提出（個別）	日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取り扱いについて（蔵関第676号 昭和55.6.13）	K78-適宜様式
新規	K79	入出港予定表提出（包括）	日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取り扱いについて（蔵関第676号 昭和55.6.13）	K79-適宜様式
新規	K80	船用品目録事前報告	関税法第15条第4項	K80-C2040
新規	K81	船用品目録提出	関税法第15条第5項	K81-C2040
新規	K82	輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の承認申請	消費税法第8条第3項、消費税法施行規則第8条第1項、消費税関係申告書等の様式の制定について（通達）4 免税について（4）	K82-第18-（1）号
新規	K83	輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の承認申請	租税特別措置法第87条の6第3項、租税特別措置法施行規則第37条の4の5第1項、消費税関係申告書等の様式の制定について（通達）4 免税について（4）	K83-第18-（1）号
新規	K84	海軍販売所等で購入した物品を亡失した場合の承認申請	租税特別措置法第86条の2第3項、租税特別措置法施行規則第37条第1項、消費税関係申告書等の様式の制定について（通達）4 免税について（4）	K84-第18-（1）号

（注）監視部取締窓口で提出対象の様式を抜粋したものです。全体版を確認したい場合はNACCSのHPをご確認下さい。

# 議題3 通関時における関税等の納付手段の多様化

## 現行制度

- 商業貨物等の通関においては、現金納付のほか、オンライン・リアルタイム口座振替方式やマルチペイメントネットワーク方式(ATM、インターネットバンキング等による方式)によるキャッシュレス納付が可能。
- また、本邦に入国する旅客等の携帯品等については、商業貨物の通関よりも簡易な通関手続(旅具通関)の利用が可能となっているが、関税、消費税等の納付については、現金納付となっている。

(注) 旅客等の携帯品等については、輸入者が自らの選択により、商業貨物の通関として輸入(納税)申告を行うことにより、上記のキャッシュレス納付が可能。国際郵便物(賦課課税)の関税、消費税等の納付についても同様。

## 改正の必要性

- 通関時にクレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付も可能とすれば、納付手段を一層多様化することができる。
- こうした規定の整備により、旅客等の輸入者等にとっての利便性が向上し、通関時の更なる円滑化が実現される。
- 現金を介した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性が指摘される中、今後、非接触型のキャッシュレス決済へのニーズは一層高まることが考えられ、行政手続のデジタル化にも資する。

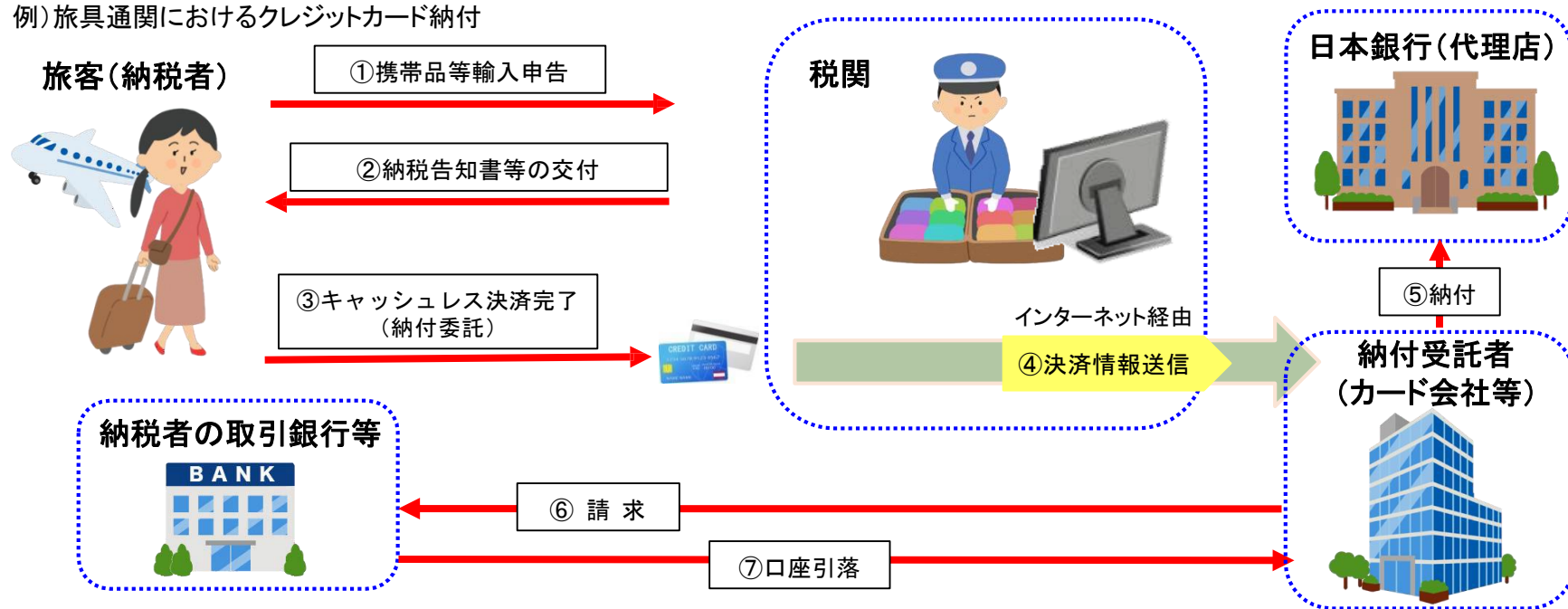
## 改正の方向性

- 更なる納付手段の多様化の観点から、あらゆる貨物の通関時にキャッシュレス納付が可能となるよう、クレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付に係る規定を整備する。
- 今後、キャッシュレス納付に関するシステム開発を進め、令和3年度中に旅具通関において導入を図り、商業貨物等の通関についても順次、納付手段を一層多様化させていく。

## 通関時における関税等の納付手段の多様化

- 本邦に入国する旅客等の携帯品等の通関手続（旅具通関）や商業貨物や国際郵便物等の通関において徴収する関税等について、更なる納付手段の多様化等の観点から、キャッシュレス納付に係る所要の規定を整備する。

例) 旅具通関におけるクレジットカード納付



### 【キャッシュレス納付の概要】

- クレジットカードやスマートフォン決済により納付。
- 納税者が納付受託者に納付手続を委託し、納付受託者がその納付手続を受託した日に関税等の納付があったものとみなして、延滞税等を適用。
- 適正なキャッシュレス納付を実現するための所要の規定を整備する。  
(納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務、納付受託者への質問検査等)

令和3年5月12日

関係各位

横浜税関

## 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に伴う取締・検査への協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物品等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を標的としたテロ行為等を未然に防止し、安全・安心な競技大会に資するため、水際での取締りを強化することとしており、職務質問や検査等の頻度が増加いたしますが、この度の取締り及び検査強化の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人及び船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂きますようご協力をお願いいたします。

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・乗組員から通常出構（ショッピング街・飲食店・駅等）以外の場所を聞かれた。
- ・乗組員からオリンピック競技会場までの行き方を聞かれた。
- ・港湾付近で見慣れない日本人や外国人がたむろする姿を見かけた。
- ・夜間、沖合いに向かってライト等でシグナルを送っている。
- ・乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。等

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シロイクロイ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: [yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp](mailto:yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp)



QRコード

# 港湾・警備 関係者の皆様へ 情報提供のお願い

税関では、爆発物・銃器等テロ関連物資の密輸入阻止のため、水際での取締りを強化することとしております。密輸入阻止には皆様からの情報提供が大きな力となります。

次のような不審な貨物や不審な行動を発見した場合には、税関までご連絡をお願いいたします。

## 大きな荷物をもって

- ・ゲートを出構する際に大きな荷物を所持していた。

## 深夜にひとりで

- ・人気の少ない深夜に一人で出入りする。

## フェンス越しに

- ・船員がフェンス越しで荷物を渡している。

## 見慣れない車が

- ・他府県ナンバーの車両やレンタカーなど  
普段見慣れない車が止まっている。

## 不審な行動が

- ・短時間で何度も上陸する乗組員・訪船者。  
・周囲を警戒しているような落ち着きのない行動。



テロ未然防止



横浜税関監視部取締部門

(TEL) 045-212-6070 (FAX) 045-201-8515

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

税関:密輸情報提供サイト

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

密輸情報  
提供サイト  
QRコード

